

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
 特定外来生物の選定対象等に係るパブリックコメントの意見の概要と対応の考え方

【資料3】

【特定外来生物】 ①被害の判定に係る科学的知見に関するコメント、②社会的・経済的影響に関するコメント、③その他(心情的理由、手続に係る理由など)

指定対象の種	意見の概要	対応の考え方
ザリガニ全般	① 今回対象としている種については淡水生態系に対して甚大な影響を及ぼす恐れがある。予防的観点から科単位での指定に賛成。	御指摘と同様の認識により、専門家会合において科単位での指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
ザリガニ全般	① ザリガニ類の中には日本の環境下での生息・繁殖が難しい種もあり、定着や生態系への被害の確認されていない種については指定する必要はない。	専門家会合では、ザリガニ類全般について、個々の種により被害の内容に違いはあるものの、定着せずとも生態系に侵入することにより在来生物に被害を及ぼすおそれがあるとされており、指定が適当と考えます。
ザリガニ全般	① ザリガニベストで甲殻類が大量死したという情報は聞いたことがない。「保菌しているかもしれない」という曖昧な理由でまとめて全種を特定外来生物に指定するべきではない。	海外において実際にザリガニベストが蔓延し在来ザリガニの個体群が地域的に壊滅した事例があります。外来ザリガニ類は、ザリガニベストや白斑病の媒介によりニホンザリガニを含む淡水生態系やエビ・カニ類の養殖業に大きな影響を与える可能性が指摘されていることに加え、個々の種により影響の内容・強弱に違いはあるものの、捕食や環境改変等により淡水生態系に係る影響を及ぼすおそれがあるとされており、指定が適当と考えます。
ザリガニ全般	① 高額で取引される一部のザリガニは、野外に放出される可能性は低いので、指定する必要はない。	これまで様々な外来生物が価格にかかわらず遺棄されており、また、ザリガニ類については自ら逃げ出すこともあり得るため、指定が適当と考えます。
ザリガニ全般	② ザリガニ類は数多く飼養されていることから、指定により放出されてしまうことが懸念される。	令和2年11月からの規制を予定していますが、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第十九号により、既に飼育している個体については、規制開始から6ヶ月以内に許可手続きをすることにより引き続き飼うことができますので、手続きの周知に努めます。
ミステリークレイフィッシュ	③ ミステリークレイフィッシュは将来的に規制が必要だが、11月からの規制開始は準備時間が少なく、遺棄する飼育者が出てくるのではないかと懸念される。	令和2年11月からの規制を予定していますが、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第十九号により、既に飼育している個体については、規制開始から6ヶ月以内に許可手続きをすることにより引き続き飼うことができますので、手続きの周知に努めます。
ザリガニ全般	③ すでに個人や販売業者が飼育している個体の買取など具体的な対策が必要である。	令和2年11月からの規制を予定していますが、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第十九号により、既に飼育している個体については、規制開始から6ヶ月以内に許可手続きをすることにより引き続き飼うことができますので、手続きの周知に努めます。また、生き物を飼う際には寿命を迎えるまで大切に飼育し、飼えなくなった場合に自ら責任を取る覚悟が必要であるといった終生飼養の考え方の普及にも引き続き努めます。
ザリガニ全般	② 特定外来生物への指定により放流等の増加を招くため、「当面の措置として売買のみ禁止」を提案する。	現行法では一部の行為のみの禁止は制度上できません。令和2年11月からの規制を予定していますが、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第十九号により、既に飼育している個体については、規制開始から6ヶ月以内に許可手続きをすることにより引き続き飼うことができますので、手続きの周知に努めます。また、生き物を飼う際には寿命を迎えるまで大切に飼育し、飼えなくなった場合に自ら責任を取る覚悟が必要であるといった終生飼養の考え方の普及にも引き続き努めます。
ザリガニ全般	① 外国産ザリガニ類の一番の懸念は病原体(ザリガニベスト)の媒介とあるので、アメリカザリガニを含むザリガニ全般の輸入を規制することが必要。	外来ザリガニ類については、現行法においてもアメリカザリガニ以外は全て既に特定外来生物又は未判定外来生物に指定されて輸入が規制されていますが、今回の指定により国内流通等も規制されるものです。アメリカザリガニに関する御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
ザリガニ全般	② 今回の規制は突然かつ対象種が多く、ブリーダーの生活に深刻な影響が懸念される。一時的に飼育・販売を可能のままとし、ブリーダーとの協議と合意の上で規則を定めるべき。	外来ザリガニ類については、現行法においてもアメリカザリガニ以外は全て既に特定外来生物又は未判定外来生物に指定されています。その上で、現時点での科学的知見に基づいて改めて検討されたものであり、指定が適当と考えます。
ザリガニ全般	② 分類群での指定は効果的であるが、一斉規制をすると、アメリカザリガニの他は在来種であるニホンザリガニしか飼育できるザリガニがいなくなるため、乱獲・絶滅に拍車がかかるのではないかと懸念される。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。また、今後アメリカザリガニへの対策等を検討する際にも考慮いたします。
ミステリークレイフィッシュ	③ ミステリークレイフィッシュに関しては単為生殖をするため必ず繁殖する。抱卵を見逃す可能性があるがそれは違反となるのか。	許可対象となるのは、指定時に既に飼育している個体に限ります。繁殖させることはできません。また、外来生物法においては、法第2条に基づき、特定外来生物に指定された種の卵も特定外来生物であるとされており、卵を飼育することも違法となります。抱卵の有無を適宜確認し、見つけた場合は早期に取り除くなど適切に処理していただくことが必要となります。
ザリガニ全般	③ 飼育、繁殖を望む子供たちから機会を奪わないでほしい。	いただいた御意見を踏まえ、引き続き、外来種も含めた生き物との適切な関わり方について、教育・普及啓発を図ります。

※今回指定対象以外の種

種名	意見の概要	対応の考え方
アメリカザリガニ	① アメリカザリガニを特定外来生物に指定すべき。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
アメリカザリガニ	③ 「ザリガニを飼うと違反」との誤解に基づきアメリカザリガニの遺棄が行われないようにすべき。	いただいた御意見を踏まえ、アメリカザリガニの取扱いや終生飼養の考え方についても引き続き普及啓発に努めてまいります。
アメリカザリガニ	② アメリカザリガニの生態系被害に対する正しい理解の醸成を行うべき。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
アメリカザリガニ	③ 今現在野外に生息しているアメリカザリガニの駆除を優先すべき。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

アメリカザリガニ	③ アメリカザリガニを生きのまま持ち帰り、真水で処理して食用にすることは許容すべき。	アメリカザリガニについては今回の指定の対象外であり、持ち帰って処理し、食すること等に関する規制はありませんが、他の水域への拡散等をさせないようにお願いいたします。
ウチダザリガニ	③ 今現在野外に生息している ウチダザリガニの駆除を優先すべき。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。